

# 利 用 上 の 注 意

## 1. 調査の目的

経済センサス - 活動調査は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

## 3. 調査日

平成24年2月1日

## 4. 調査対象

### (1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域又は原子力災害対策本部により設定された計画的避難区域をその区域に含む調査区を除く。）

### (2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－農業・林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類792－家事サービス業に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

## 5. 業態分類の定義

「平成24年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）における業態分類の定義は、別表の「**業態分類表**」のとおりである。

## 6. 『産業別集計 第七巻 卸売業・小売業に関する集計 その4 業態別統計編（小売業）』における集計対象等について

(1) 業態別統計編は、「活動調査」の調査結果で「小売業」に分類された事業所のうち、以下の全てに該当する事業所を業態区分の定義（別表「業態分類表」）により再集計したものである。

- ① 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ② 「事業別売上（収入）金額」の「小売の商品販売額」に金額が有り、かつ産業細分類の格付けに必

要な事項の数値が得られた事業所であること。

このため、別途公表している『産業別集計 第七巻 卸売業・小売業に関する集計 その1 産業編（総括表）』及び『同 その2 産業編（都道府県表）』の各第1表の集計と事業所数、従業者数、年間商品販売額は一致しない（表1）。

なお、商品手持額と売場面積については、当該調査項目の数値が得られた事業所が同じであることから、同値となっている（表1）。

表1 産業別集計 第七巻その1～4における小売業計の比較

集計表名	事業所数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	商品手持額 (百万円)	売場面積 (㎡)
その1 産業編（総括表） 第1表	1,033,358	7,403,616	114,852,278	9,197,650	132,917,692
その2 産業編（都道府県表） 第1表					
その1 産業編（総括表） 第2表以降より抜粋	782,862	5,535,790	110,489,863	9,197,650	132,917,692
その2 産業編（都道府県表） 第2表以降より抜粋					
その3 産業編（市区町村表） 第1表					
その4 業態別統計編（小売業）					

よって、「商業統計調査（経済産業省）」（以下「商業統計」という。）との比較にあたっては、上記のとおり集計対象が異なることに留意する必要がある。

## (2) 本編概況における留意点

本編概況では、「商業統計」との比較は単位当たりの年間商品販売額等の販売効率の分析においてのみ行い、「事業所数」、「就業者数」及び「年間商品販売額」等については行っていない。

本編概況において、平成19年の数値は、平成19年商業統計のうち小売業に分類された事業所を、「活動調査」の業態区分の定義（別表「業態分類表」）により再集計したものである。

## 7. 主な用語の説明

### (1) 事業所（小売業）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「個人消費用又は家庭消費用の商品を販売する事業所」をいう。

事業所には次のものが含まれる。

- ① 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- ② 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所
- ③ 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

- ④ 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）  
例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。
- ⑤ ガソリンスタンド
- ⑥ 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所など）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所
- ⑦ 別経営の事業所  
官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(2) 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

(3) 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

(4) 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

(5) 開設時期

平成24年2月1日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とする。

(6) 従業者及び就業者

平成24年2月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」及び「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「他からの出向・派遣従業者」を合わせ「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」を除いたものをいう。

- ① 「個人業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいう。
- ② 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している者をいう。
- ③ 「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている者をいう。
- ④ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇用されている者

イ 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

ウ 平成23年12月、平成24年1月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

- ⑤ 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
- ⑥ 「他からの出向・派遣従業者」とは、別経営の事業所から出向・派遣されている者をいう。
- ⑦ 「従業者・臨時雇用者のうち他への出向・派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ出向・派遣している者をいう。
- ⑧ 「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイトなどの従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したもの。

(7) 年間商品販売額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

(8) その他の収入額

平成23年1月1日から平成23年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもの。

調査票の「事業別売上（収入）額」のうち、「（ア）農業、林業、漁業の収入」、「（イ）鉱物、採石、砂利採取事業の収入」、「（ウ）製造品の出荷額・加工賃収入額」、「（オ）建設業、サービス関連産業A」、「（カ）サービス関連産業B」、「（キ）学校教育事業の収入」、「（ク）医療、福祉事業の収入」、「商品売買に関する仲立手数料収入」を合算することにより算出した。

(9) 商品手持額

平成23年12月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

(10) セルフサービス方式

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について、次の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

- ① 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっている。
- ② 店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっている。
- ③ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっている。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店などがある。

(11) 売場面積

平成24年2月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。

## 8. 各統計表の表章項目の説明及び留意点

### (1) 共通事項

- ① 年間商品販売額、商品手持額及びその他の収入額の業態分類別数値については、十万円単位で四捨五入を行い百万円単位での金額表示をしているため、数値の積み上げが合計値と必ずしも一致しない。
- ② 「個人」には「法人でない団体」を含む。

### (2) 第1表、第4表「販売効率」

- ① 表章項目中の販売効率「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」は、売場面積を持つ事業所についてのみ算出した。
- ② 表章項目中の販売効率「就業者1人当たり年間商品販売額」、「従業者1人当たり年間商品販売額」は、「パート・アルバイトなど」の従業者を8時間換算（平成14年商業統計より調査開始）したものをを用いて算出した。

### (3) 第5表「商品販売形態」

商品販売形態区分の年間商品販売額については、調査票の「小売販売額の商品販売形態別割合」をもとに計算した。計算値は、事業所ごとに小数点以下第1位で四捨五入を行い積み上げた結果を、更に四捨五入を行って百万円単位で表示しているため、小売計と商品販売形態区分の積み上げ値は一致しない場合がある。

商品販売形態区分は、次のとおりである。

- ① 店頭販売  
店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞きも含む。
- ② 訪問販売  
訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。
- ③ 通信・カタログ販売  
カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。
- ④ インターネット販売  
インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。
- ⑤ 自動販売機による販売  
卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。
- ⑥ その他  
生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

### (4) 第6表、第7表「業態分類」と「産業分類」

「業態分類」と「産業分類」との関係では、以下の①～③については、名称が類似していても定義が異なるため、留意する必要がある。

具体的な定義の相違等については、別表「業態分類表」の備考欄や脚注を参照のこと。

- ① 業態分類「コンビニエンスストア」と産業分類「5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」
- ② 業態分類「うちホームセンター」と産業分類「6091 ホームセンター」
- ③ 業態分類「無店舗販売」と産業分類「61 無店舗小売業」

(5) 第8表「営業時間」の「不詳」

営業時間については、営業時間に関する項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）の事業所を不詳とした。

(6) 第10表「売場面積」の「不詳」

「売場面積」については、当該項目について調査をしていない牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売等で売場面積の無い事業所を不詳とした。

(7) 第12表「チェーン組織」

チェーン組織区分については、次のとおり。

① フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

② ボランタリー・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

③ いずれにも加盟していない事業所

上記①、②に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元売系列のガソリンスタンドなど。

## 9. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

- (1) 比率は、小数点以下第2位で四捨五入している。このため、「構成比」については、内訳の計と合計が一致しない場合がある。
- (2) 該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「－」とした。また、増減は、数値がマイナスのものは「▲」、更にプラスのものは本編概況においては「+」で表した。
- (3) 「x」は、集計対象となる事業所数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「x」としている。

## 10. その他

(1) 本編概況及び統計表に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、出典（府省名、統計調査名等）の表記をお願いします。

(例)

- ・資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス - 活動調査 卸売業，小売業 業態別統計編（小売業）」
- ・総務省・経済産業省「平成24年経済センサス - 活動調査 卸売業，小売業 業態別統計編（小売業）」より
- ・「平成24年経済センサス - 活動調査 卸売業，小売業 業態別統計編（小売業）」（総務省・経済産業省）より
- ・総務省・経済産業省が2月26日に発表した「平成24年経済センサス - 活動調査 卸売業，小売業 業態別統計編（小売業）」によると・・・

(2) 問合せ先

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号  
総務省統計局統計調査部経済統計課  
電話 （直通）03-5273-1389  
URL <http://www.stat.go.jp/>

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号  
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室  
電話 03-3501-1511 内線2881~4  
URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

## 別表

## 業態分類表

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品等(注2)	売場面積	営業時間	備考
1. 百貨店	×	産業分類「561百貨店,総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		産業分類「561百貨店,総合スーパー」とは、衣、食、他(=住)にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
(1) 大型百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
(2) その他の百貨店					
2. 総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)		
(1) 大型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡未満)		
(2) 中型総合スーパー					
3. 専門スーパー	○	衣が70%以上 食が70%以上 住が70%以上 住関連スーパーのうち6021+6022+6042が0%を超え70%未満	250㎡以上		
(1) 衣料品スーパー					
(2) 食料品スーパー					
(3) 住関連スーパー					
うちホームセンター					
4. コンビニエンスストア	○	飲食料品を扱っていること	30㎡以上250㎡未満	14時間以上	「飲食料品」とは、商品分類番号の上位2桁が58のものを用いる。 産業分類「5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)」以外も含む。
うち終日営業店				終日営業	
5. 広義ドラッグストア	○	以下のいずれかに該当する事業所 ・産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所 ・603を25%以上取扱い、かつ、6032を扱っている事業所			産業分類「6031ドラッグストア」とは、産業分類「603医薬品・化粧品小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかに該当する事業所をいう。 ・セルフサービス方式を採用しており、一般用医薬品を扱っている事業所 ・セルフサービス方式を採用しており、店舗形態において「ドラッグストア」を選択した事業所
うちドラッグストア		産業分類「6031ドラッグストア」に格付けされた事業所			
6. その他のスーパー	○	2、3、4、5以外のセルフ店			
7. 専門店	×	571,572,573,574,5791,5792,5793,5799のいずれかが90%以上 582,583,584,585,586,5892,5893,5894,5895,5896,5897,5898,5899のいずれかが90%以上 5911,5912,5913,5914,592,593,601,602,6032,6033,6034,604,605,606,607,6081,6082,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6098,6099のいずれかが90%以上			
(1) 衣料品専門店					
(2) 食料品専門店					
(3) 住関連専門店					
8. 家電大型専門店	×	産業分類「5931機械器具小売業」又は「5932電気事務機械器具小売業」に格付けされた事業所	500㎡以上		
9. 中心店	×	衣が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 食が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く) 住が50%以上(1、7、8、11に該当する小売店を除く)			
(1) 衣料品中心店					
(2) 食料品中心店					
(3) 住関連中心店					
10. その他の小売店	×	1、7、8、9、11以外の非セルフ店			
11. 無店舗販売	×	訪問販売＋通信・カタログ販売＋インターネット販売＋自動販売機による販売が100%	0㎡		
うち通信・カタログ販売、インターネット販売		無店舗販売のうち、通信・カタログ販売＋インターネット販売が80%以上			

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号(日本標準産業分類の分類番号に準拠)である。また、「衣」、「食」、「住」とは、個人経営の場合は商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59、60)に分類して集計したものをいい、個人経営以外の場合は、小売販売額の商品群別割合のうち①衣料品が「衣」、②飲食料品が「食」、③その他が「住」に該当する。

(注3) 「各種商品取扱店」とは、「569その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストア及び広義のドラッグストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「10. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。

(注4) 平成19年商業統計の業態分類と比べ、「5. 広義ドラッグストア」、「8. 家電大型専門店」及び「11. 無店舗販売」を新たな業態として区分している。

(注5) 産業分類「6091ホームセンター」とは、産業分類「60その他の小売業」に格付けされた事業所のうち、以下のいずれかに該当する事業所をいい、業態分類「うちホームセンター」の事業所数等とは一致しない。

- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、商品分類「6021金物」、「6022荒物」及び「6042苗・種子」のいずれかを扱っている事業所
- ・セルフサービス方式を採用し、売場面積500㎡以上で、店舗形態において「ホームセンター」を選択した事業所

(注6) 産業分類「61無店舗小売業」とは、販売形態のうち店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所をいい、業態分類「11. 無店舗販売」の事業所数等とは一致しない。